

～牛久市児童クラブ Q&A～

【児童クラブ入級前】

Q)申し込みが受付期間に間に合わなかった場合でも、希望日から入級できますか？

A)申込期間に間に合わなかった場合、希望日から入級できないことがあります。**必ず受付期間での申請をお願いします。**

Q)年度の途中で入級はできますか？

A)年度途中でも児童クラブに空きがあり、入級条件を満たしていれば入級できます。下記のURLから「牛久市児童クラブ入級受付期間及び負担金等一覧票」をご確認いただき、希望入級日の入級申請受付期間中に申請をお願いします。

令和 8 年度牛久市児童クラブ入級受付期間及び負担金等一覧表(ushiku.lg.jp)

Q)祖父母と同居していますが、子どもを預けるのは負担になります。この場合の利用はできますか？

A)放課後児童クラブは留守家庭の児童をお預かりする制度です。ご家族で相談いただき、できるだけご自宅での保育をお願いします。どうしても保育ができない状況であれば、その状況を書面(申立書)にて提出してください。

Q)私の妻は自宅にいますが、障がいがあるため、子どもの面倒をみるのが負担です。この場合は利用できますか？

A)ご家族で相談していただき、できるだけ自宅での保育をお願いいたします。障がいにより、どうしても保育ができない状況であれば、その状況を申立書(疾病)にて提出してください。また、障害者手帳等の写しも提出してください。

Q)現在は働いていませんが、就職の内定を既にもらっています。就労証明書が提出できません。どうしたら良いですか？

A)就労証明書に「就労予定」として内定先から証明書を作成してもらい、入級申請書に添えて提出してください。もしくは申立書にその旨をご記入いただき、提出してください。

Q)見学はできますか？

A)見学については随時対応しております。初めて児童クラブを利用する場合は、「何をして過ごしているんだろう？」など、不安や心配があると思いますので、ぜひ入級前にお子様と一緒に見学にいらしてください。見学する場合は、事前に児童クラブへご連絡ください。

Q)産休・育休中でも利用はできますか？

A)産休中は利用できますが、育休中は利用できません。産前産後休暇は「労働基準法」第65条により取得することが認められていて、これは強制的な休暇の位置づけとなっております。

この法令や意味合いからも、産前は出産予定日の 6 週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)の月の初日から児童クラブを利用可能とし、産後は出産日から 8 週間後の月末まで利用することが可能です。この場合、以下の書類の提出が必要となります。

- ・母子手帳の氏名欄と出産予定日の記載された箇所の写し
- ・産前産後休暇を取得した旨の記載された就労先からの証明書等の写し

(例)出産予定日が令和 8 年 6 月24日の場合

利用開始:(6 週間前の月の初日)令和8年 5 月初日から

利用終了:(出産日から 8 週間後の月末)令和8年 8 月末まで

【児童クラブ入級後】

Q)年度の途中で延長(午後 6 時以降の利用)や土曜日を利用したい場合は変更できますか？

A)各種届出は、インターネット上の「いばらき電子申請・届出サービス【牛久市】」からお手続きが可能です。メールアドレス等の登録後に、各種届出が可能となります。

※児童クラブ負担金等は、原則、口座引落としとしているので書類又は、電子申請でお手続きがされていない場合、利用の中止であっても引き落とされてしまう事がありますので必ず期限までにご提出ください。

※申請は変更を希望される前月の25日までに各種利用(中止)届出書を児童クラブ又は教育総務課まで提出してください。

Q)一か月を通して 1 回も利用しなかったとしても負担金等は掛かりますか？

A)児童クラブをお休みする旨の申請がない場合は、利用の有無にかかわらず、負担金は掛かります。一か月を通して児童クラブを利用しない場合には、上記「いばらき電子申請・届出サービス【牛久市】」から「児童クラブ負担金・児童クラブ間食費・児童消耗品費免除申請書」のお手続きをお願いします。申請期間は児童クラブからメールでお知らせいたします。

※利用の必要がなくなった場合は、速やかに「児童クラブ退級届出書」のお手続きをお願いします。

Q)仕事は午後4時に終わり、午後5時頃には帰宅します。子どもは午後6時まで預かってもらえますか？

A)児童クラブは午後6時(延長利用は午後7時)まで開級していますが、仕事を終えられまして、すぐにお迎えに来ていただくようお願いいたします。買い物等を済ましてからではなく、買い物等も児童の体験の機会ととらえて一緒に過ごす時間を大切にして頂きたいと思います。

Q)もし午後7時までにお迎えができないような時がある場合は、どうしたら良いですか？

A)どなたか代わりの方(親類縁者、友人、送迎サービス等)にお迎えに来てもらうようにしてください。例えば、ファミリーサポートなどを活用し、代わりにお迎えをお願いすることもできます。また、児童クラブに入級していない高学年(4年生から6年生)の兄弟がいる場合には、保護者の届出により兄弟との集団下校を認める送迎免除の制度がありますので、必要な方は教育総務課までご相談ください。

Q)年度途中で家族の状況や仕事が変わった場合は、どのような手続きが必要ですか？

A)勤務先が変わった場合は、速やかに新しい職場で就労証明書を作成してもらい、提出してください。勤務体制が変わったり、退職したりするなど、利用する条件を満たさなくなった場合は、児童クラブ退級届出書のお手続きをお願いします。

Q)子どもの体調が悪いときに児童クラブは利用できますか？

A)児童クラブは、保健室のように具合の悪い子が休める充実した施設がありません。また、1年生から6年生の大勢の児童が利用しています。お子様の体調が悪い場合は、ご自宅での療養をお願いいたします。また、児童クラブの活動中に体調が悪くなった場合は、ご連絡いたしますので、早めのお迎えをお願いいたします。

Q)子どもの習い事の関係で早めに迎えに行くのですが、習い事が終わった後にまた預けたいと考えています。その日のうちにもう一度児童クラブを利用できますか？

A)保護者に児童を引き渡した後は、再度のご利用はできません。家庭での保育をお願いいたします。

※学校敷地内での習い事等で、事業者・スタッフの送迎がある場合は、再度児童クラブでご利用することも可能です。ただし、送迎する事業者・スタッフの名前を児童台帳に記入していただく必要があります。